

山梨県公報

号外第七十一号
平成二十六年
十一月二十六日
金曜日

目 次

- 山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例 四
- 山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例 六
- 山梨県立富士・東部小児リハビリテーション診療所設置及び管理条例 一二
- 山梨県地域医療介護総合確保基金条例 一三
- 山梨県小児慢性特定疾病審査会委員定数条例 一四
- 山梨県指定難病審査会委員定数条例 一四
- 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤 一四
- 手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例 一四
- 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 一五
- 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 一五
- に関する条例の一部を改正する条例 一五
- 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の 五四
- 特例に関する条例の一部を改正する条例 五四
- 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の 七六
- 特例に関する条例の一部を改正する条例 七六
- 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 八五
- 山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例 八五
- 山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例 九〇
- 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部を改正する条例 九二

条例のあらまし

- 山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例(条例第七十七号)(人事課)
 - 1 地方公務員法等の一部改正に鑑み、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を次のとおり定めることとした。
 - (一) 任命権者は、公務に支障がない場合、職員の勤務成績等の事情を考慮した上で、休業を承認することができる。

テーション診療所を設置することとした。

(一) 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 山梨県立富士・東部小児リハビリテーション診療所

(2) 位置 南都留郡富士河口湖町

(二) 診療所の業務として障害児等に対する医療の提供を行う。

(三) 診療所に医師その他の職員を置く。

(四) 診療所の開院日は、水曜日及び木曜日（国民の祝日及び十二月二十九日から翌年

一月三日までの日を除く。）とする。

(五) 診療所において診療等を受ける者は、使用料又は手数料を納付するものとする。ただし、公益上等の必要があるときは、当該使用料又は手数料を減免することができる。

この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県地域医療介護総合確保基金条例（条例第八十号）（医務課）

1 地域において効率かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、次のとおり基金を設置することとした。

(一) 基金の名称は、「山梨県地域医療介護総合確保基金」とする。

(二) 基金に積み立てる額は、予算で定める。

(三) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入する。

(四) 基金は、基金の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる。

この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県小児慢性特定疾病審査会委員定数条例（条例第八十一号）（健康増進課）

1 児童福祉法の一部改正に鑑み、山梨県小児慢性特定疾病審査会の委員の定数を定めることとし、その定数は、十五人以内とすることとした。

2 この条例は、平成二十七年一月一日から施行することとした。

○ 山梨県指定難病審査会委員定数条例（条例第八十二号）（健康増進課）

1 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に鑑み、山梨県指定難病審査会の委員の定数を定めることとし、その定数は、三十八人以内とすることとした。

2 この条例は、平成二十七年一月一日から施行することとした。

○ 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（条例第八十三号）（人事課）

1 一般職の県職員の期末・勤勉手当の改定等に鑑み、特別職の職員等に係る期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(一) 平成二十六年度十二月期の支給割合を一・七二五月分に引き上げる。

(二) 平成二十七年度以降六月期の支給割合を一・四七五月分に引き上げ、十二月期の支給割合を一・六二五月分とする。

1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第八十四号）（議会）

1 一般職の県職員の期末・勤勉手当の改定等に鑑み、県議会議員の期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(一) 平成二十六年度十二月期の支給割合を一・七二五月分に引き上げる。

(二) 平成二十七年度以降六月期の支給割合を一・四七五月分に引き上げ、十二月期の支給割合を一・六二五月分とする。

1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第八十五号）（人事課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議會議長及び山梨県知事に対する平成二十六年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行ふこととした。

(一) 公民の給与較差に基づく給与改定

(1) 給料表の改定
若干年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる（平均改定率〇・一二四パーセント）。

(2) 諸手当の改定
ア 初任給調整手当
医療職給料表(一)の適用を受けた職員に対する支給限度額を四十一万二千二百円に引き上げる等の改定を行う。

イ 単身赴任手当
再任用職員を支給対象とする。

ウ 期末・勤勉手当
平成二十六年度十二月期の支給月数を一・二二二五月分に引き上げる。

(イ) 平成二十七年度以降六月期の支給月数を一・九七五月分に引き上げ、十二月期の支給月数を二・一二五月分とする。

(ウ) 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引き上げる。

(二) 給与制度の総合的見直し等のための改定

(1) 給料表の改定

国家公務員の俸給表に準じて給料月額を引き下げる（平均改定率マイナス一パーセント）。

(2) 諸手当の改定

ア 地域手当

(ア) 級地区分を一区分増設し、支給割合を見直す。

イ 通勤手当

医師に対する支給割合を引き上げる。

ウ 単身赴任手当

片道五キロメートル以上の自転車使用者の手当額を見直す。

エ 管理職員特別勤務手当

基礎額を三万円に、加算限度額を七万円にそれぞれ引き上げる。

オ 臨時・緊急にやむを得ず行う平日の午前零時から午前五時までの間の勤務を新たに支給対象とする。

(3) 切替前に受けていた給料月額との差額を支給する等の所要の経過措置を講ずる。

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1-(2)イ及びウ(イ)並びに2-(2)イについても、平成二十七年四月一日から施行することとした。

- 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第八十六号）（教育庁福利給与課）
1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成二十六年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(1) 給料表の改定

若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる（平均改定率〇・一二四パーセント）。

(2) 諸手当の改定

ア 単身赴任手当

再任用職員を支給対象とする。

イ 期末・勤勉手当

(ア) 平成二十六年度十二月期の支給月数を一・一二・二五月分に引き上げる。
平成二十七年度以降六ヶ月期の支給月数を一・九七五月分に引き上げ、十二

月期の支給月数を一・一二・二五月分とする。

(ウ) 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引き上げる。

(二) 給与制度の総合的見直し等のための改定

(1) 給料表の改定

国家公務員の俸給表に準じて給料月額を引き下げる（平均改定率マイナス一パーセント）。

(2) 諸手当の改定

ア 地域手当

級地区分を一区分増設し、支給割合を見直す。

イ 通勤手当

片道五キロメートル以上の自転車使用者の手当額を見直す。

ウ 単身赴任手当

基礎額を三万円に、加算限度額を七万円にそれぞれ引き上げる。

エ 定時通信教育手当

支給割合を引き下げる。

オ 管理職員特別勤務手当

臨時・緊急にやむを得ず行う平日の午前零時から午前五時までの間の勤務を新たに支給対象とする。

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1-(2)イ及びウ(イ)並びに2-(2)イについても、平成二十七年四月一日から施行することとした。

- 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第八十七号）（警察本部警務課）
1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成二十六年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(1) 給料表の改定

若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる（平均改定率〇・一二四パーセント）。

(2) 諸手当の改定

ア 単身赴任手当

再任用職員を支給対象とする。

イ 期末・勤勉手当

(ア) 平成二十六年度十二月期の支給月数を一・一二・二五月分に引き上げる。
平成二十七年度以降六ヶ月期の支給月数を一・九七五月分に引き上げ、十二

月期の支給月数を一・一二・二五月分に引き上げる。

(1) 平成二十七年度以降六ヶ月期の支給月数を一・九七五月分に引き上げ、十二ヶ月期の支給月数を二・一二三五月分とする。	(ウ) 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引き上げる。	(イ) 平成二十七年度以降六ヶ月期の支給月数を一・九七五月分に引き上げ、十二ヶ月期の支給月数を二・一二三五月分とする。	(1) 平成二十七年度以降六ヶ月期の支給月数を一・九七五月分に引き上げ、十二ヶ月期の支給月数を二・一二三五月分とする。
(2) 給与制度の総合的見直し等のための改定 給料表の改定 給与制度の改定 給料表の改定	(2) 諸手当の改定 諸手当の改定 ア 地域手当 ア 地域手当 イ 通勤手当 イ 通勤手当 ウ 単身赴任手当 ウ 単身赴任手当 エ 管理職員特別勤務手当 エ 管理職員特別勤務手当 臨時・緊急にやむを得ず行う平日の午前零時から午前五時までの間の勤務を新たに支給対象とする。	国家公務員の俸給表に準じて給料月額を引き下げる（平均改定率マイナス二・一パーセント）。	(1) 諸手当の改定 諸手当の改定 ア 地域手当 ア 地域手当 イ 通勤手当 イ 通勤手当 ウ 単身赴任手当 ウ 単身赴任手当 エ 管理職員特別勤務手当 エ 管理職員特別勤務手当 臨時・緊急にやむを得ず行う平日の午前零時から午前五時までの間の勤務を新たに支給対象とする。

1 1 道路法施行令の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。 (一) 所在物件の所在地の区分及び占用料の額を次のとおり改定する。 (1) 占用物件の所在地の区分について、現行の二区分を、各市町村の地価の平均に応じて第一級地、第二級地、第三級地及び第四級地の四区分とする。 (2) 占用料の額について、国が管理する道路の占用料に準じて改定する。 2 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。 (一) ○ 山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例（条例第九十号）（治水課） 1 1 山梨県道路法施行条例の一部改正に鑑み、河川に係る土地占用料のうち、電柱、ガス・上下水道管類等に係るものについては、県が管理する道路に係る占用料の額に準じ、その額を改定することとした。 2 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。 (二) ○ 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第九十一号） (教育庁社会教育課) 1 1 施設の老朽化等に鑑み、県立なかとみ青少年自然の里を廃止することとした。 2 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。	1 1 国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、退職手当の調整額を次のとおり引き上げることとした。 (一) 第一号区分 六万五千円 (二) 第二号区分 五万九千五百五十円 (三) 第三号区分 五万四千百五十円 (四) 第四号区分 四万三千三百五十円 (五) 第五号区分 三万一千五百円 (六) 第六号区分 二万七千五百円 (七) 第七号区分 二万一千七百円 2 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。	○ 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第八十八号）（人事課） 1 1 国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、退職手当の調整額を次のとおり引き上げることとした。 2 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、(一)(2)ア及びイ(イ)並びに(二)については、平成二十七年四月一日から施行することとした。	○ 山梨県職員の退職手当に関する条例（条例第八十八号）（人事課） 1 1 切替前に受けた給料月額との差額を支給する等の所要の経過措置を講ずる。 2 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、(1)-(2)ア及びイ(イ)並びに(二)については、平成二十七年四月一日から施行することとした。

山梨県条例第七十七号

山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項及び第六項から第八項まで並びに同条第十一項において準用する法第二十六条の五第五項の規定（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十九号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に基づき、職員（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条、第四条第四号及び第七条第二号において「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。第十条及び第十一條を除き、以下同じ。）の配偶者同行休業（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要

な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第二条 任命権者（特定地方独立行政法人にあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長。以下同じ。）は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるとときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。（配偶者同行休業の期間）

第三条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第七条第一号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

一 外国での勤務

二 事業を經營することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前二号に該当するものを除く。）

四 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程。第十二条において同じ。）で定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第五条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をする職員の配偶者（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。（配偶者同行休業の期間の延長）

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。
2 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。
(配偶者同行休業の承認の取消事由)
第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事が配偶者外國滞在事由に該当したこと。

二 配偶者同行休業をしている職員が山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）別表十の項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）別表十の項に規定する休暇（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該休暇に相当する休暇）を取得する事により就業しなくなったこと。

三 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第一条第一項（地方独立行政法人法第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による育児休業を承認することとなつたこと。

(届出)

第八条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

一 配偶者が死亡した場合

二 配偶者が職員の配偶者でなくなつた場合

三 配偶者と生活を共にしなくなつた場合

四 前条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなつた場合
(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について、職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

一 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
二 申請期間を任期の限度として行う臨時の任用
2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。
(職務復帰における号給の調整)

護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）及び基準該当居宅介護支援（法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。（指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件）

第二条 法第七十九条第二項第一号に規定する条例で定める者は、法人とする。（基本方針）

第三条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第一百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定期護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定期護予防支援事業者をいう。第十五条第二十四号及び第二十五号において同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

（介護支援専門員の員数）

第四条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるもの（次条第二項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一つ（管理者）

かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（内容及び手続の説明及び同意）

第六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において「重要事項」という。）を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第三条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したもの交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第三項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第三項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

(提供拒否の禁止)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。第十二条第二項及び第二十条第五号において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第九条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならぬ。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請を行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この章において同じ。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額がないようしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の交通費に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十三条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援の提供に係る証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第十四条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十五条 指定居宅介護支援の方針は、第三条に規定する基本方針及び前条に規定する

基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成

に関する業務を担当させるものとする。

二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者的心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようしなければならない。

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。第十八条第一号において同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利

用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、

利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のそ の置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（次号及び第十一号並びに第三十二条第二項第二号ロにおいて「アセスメント」という。）に当たっては、

利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基

づき、利用者の家族の希望及び地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する

意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上の留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この号、第十一号及び第十四条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共にするとともに、当該居宅サービス計画の原案について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

十三 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下この号及び第三十二条第二項第二号ニにおいて「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護更新認定を受けた場合
ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区

分の変更の認定を受けた場合

十五 第三号から第十一号までの規定は、第十一号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

十六 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となつたと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があつた場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

十八 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

十九 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれをを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合については、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて隨時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

二十三 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に

規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿つて居宅サービス計画を作成しなければならない。

二十四 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

二十五

指定居宅介護支援事業者は、法第二百五十五条の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定によ

り同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二条）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を持載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第十七条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

第十八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければ

ならない。

一 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。
(管理者の責務)

第十九条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程(第二十四条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 その他運営に関する重要な事項
(勤務体制の確保)

第二十一条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(設備、備品等)

第二十二条 指定居宅介護支援事業所には、事業を行うために必要な広さの区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。
(介護支援専門員の健康管理)

第二十三条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第二十四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第二十五条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

第二十七条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に關し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に對して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行つてはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に關し、利用者に對して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用するすべき旨の指示等を行つてはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に關し、利用者に對して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用されることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第二十八条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第六項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しな

ければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は法第四十二条の一第一項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関する、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関する国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言をを受けた場合には、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

（事故発生時の対応）

第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

（会計の区分）

第三十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第三十一条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 第十五条第十一号の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

イ 居宅サービス計画

ロ アセスメントの結果の記録

ハ サービス担当者会議等の記録

ニ モニタリングの結果の記録

三 第十八条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第二十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 第二十九条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

第六章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準

（準用）

第三十二条 第三条、第二章及び第三章（第二十八条第六項及び第七項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第十二条

第一項中「指定居宅介護支援」法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この項目において同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の支給」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費（法第四十七条第三項に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。以下この項目において同じ。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と、第二十八条第一項中「（第六項において「指定居宅介護支援等」という。）に」とあるのは「に」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立富士・東部小児リハビリテーション療所設置及び管理条例をここに公布する。

平成二十六年十一月二十六日

第二条 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百三十七・五」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」といいう。）の規定は、平成二十六年十一月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当の内払とみなす。

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十一月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第八十四号

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

山梨県条例第八十五号
山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県職員給与条例の一部改正）

第一条 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の五第一項第一号中「四十万九百円」を「四十万二千一百円」に改め、同項第二号中「五万円」を「五万三百円」に改める。

第三十二条第一項中「百分の百三十五」を「百分の百四十」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同条第二項中「百分の百二十」に、「百分の六十一・五」を「百分的六十二・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百四十」に、「百分の七十七・五」を「百分的八十二・五」に、「百分の百」を「百分の百八・五」に、「百分的五十一・五」を「百分的五十二・五」に、「百分的百十五」を「百分的百二十」に、「百分的六十七・五」を「百分的七十二・五」に改める。

第三十三条第二項第一号中「百分の六十七・五」を「百分的八十二・五」に、「百分的八十七・五」を「百分的百一・五」に改め、同項第二号中「百分的三十二・五」を「百分的三十七・五」に、「百分的四十二・五」を「百分的四十七・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日等)

2 第一条の規定による改正後の山梨県議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十六年十一月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

89	243,100	296,900	345,200	386,100						
90	243,600	297,300	345,600	386,700						
91	244,100	297,700	346,100	387,300						
92	244,600	298,100	346,500	387,900						
93	244,900	298,200	346,700	388,600						
94		298,500	347,100							
95		298,900	347,600							
96		299,300	348,100							
97		299,500	348,200							
98		299,800	348,700							
99		300,200	349,200							
100		300,600	349,700							
101		300,800	350,000							
102		301,100	350,400							
103		301,500	350,800							
104		301,800	351,200							
105		302,000	351,700							
106		302,300	352,100							
107		302,700	352,500							
108		303,000	352,900							
109		303,200	353,400							
110		303,600	353,800							
111		304,000	354,200							
112		304,300	354,500							
113		304,400	355,000							
114		304,700								
115		305,000								
116		305,400								
117		305,600								
118		305,800								
119		306,100								
120		306,400								
121		306,800								
122		307,100								
123		307,400								
124		307,700								
125		308,100								
再任用職員		185,900	213,600	257,800	278,000	293,400	319,400	361,900	395,700	447,900
任期付職員			142,100							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

再任用職員及び任期付職員以外の職員	49	377,600	447,600	501,200	555,000
	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
	53	381,600	454,800	506,400	558,500
	54	382,500	456,000	507,700	559,400
	55	383,400	457,200	509,000	560,300
	56	384,300	458,400	510,300	561,200
	57	385,300	459,600	511,300	562,100
	58	386,200	460,600	512,100	563,000
	59	387,000	461,600	512,900	563,900
	60	387,900	462,600	513,700	564,600
	61	388,700	463,400	514,600	565,500
	62	389,200	464,100	515,400	566,400
	63	389,700	464,800	516,300	567,300
	64	390,200	465,500	517,100	568,200
	65	390,500	466,200	518,000	569,100
	66		466,900	518,900	
	67		467,600	519,600	
	68		468,300	520,500	
	69		468,800	521,400	
	70		469,500	522,200	
	71		470,200	523,100	
	72		470,900	524,000	
	73		471,300	524,800	
	74		471,900	525,700	
	75		472,600	526,600	
	76		473,300	527,300	
	77		473,700	528,100	
	78		474,300	529,000	
	79		474,900	529,900	
	80		475,400	530,800	
	81		476,000	531,600	
	82		476,500	532,500	
	83		477,000	533,400	
	84		477,500	534,300	
	85		477,900	535,100	
	86		478,500	536,000	
	87		478,900	536,900	
	88		479,400	537,800	
	89		479,900	538,600	
	90		480,500		
	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700
任期付職員		249,900			

備考 この表は、病院、保健所等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

	85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,300		
	86		293,000	329,600	350,900			
	87		293,200	329,800	351,200			
	88		293,400	330,200	351,500			
	89		293,800	330,600	351,900			
	90		294,000	331,000	352,200			
	91		294,200	331,400	352,600			
	92		294,400	331,800	352,900			
	93		294,800	332,200	353,300			
	94		295,000	332,400	353,700			
	95		295,200	332,800	354,100			
	96		295,500	333,100	354,400			
	97		295,900	333,300	354,900			
	98		296,200	333,600	355,300			
	99		296,500	333,900	355,700			
	100		296,800	334,200	356,100			
	101		297,100	334,400	356,600			
	102		297,300	334,700	357,000			
	103		297,600	335,100	357,400			
	104		297,900	335,300	357,800			
	105		298,200	335,400	358,300			
	106			335,800				
	107			336,200				
	108			336,600				
	109			336,800				
	110			337,200				
	111			337,600				
	112			338,000				
	113			338,200				
再任用職員		186,900	213,700	245,900	259,500	285,700	327,300	370,300
任期付職員		169,100						

備考 この表は、病院及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

	137	304,700	336,300					
	138	305,000	336,700					
	139	305,400	337,100					
	140	305,700	337,500					
	141	305,900	337,800					
	142	306,300	338,200					
	143	306,700	338,600					
	144	307,000	339,000					
	145	307,100	339,300					
	146	307,400	339,700					
	147	307,700	340,100					
	148	308,100	340,500					
	149	308,300	340,800					
	150	308,500	341,200					
	151	308,800	341,600					
	152	309,100	342,000					
	153	309,500	342,300					
	154	309,800						
	155	310,000						
	156	310,300						
	157	310,700						
	158	311,000						
	159	311,300						
	160	311,600						
	161	312,000						
	162	312,300						
	163	312,600						
	164	312,900						
	165	313,300						
	166	313,600						
	167	313,900						
	168	314,200						
	169	314,600						
再任用職員		233,400	258,000	265,300	275,700	292,800	330,700	376,000
任期付職員			191,300					

備考 この表は、病院、保健所及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

81	273,200	330,000	398,500			
82	274,500	330,800	399,200			
83	275,800	331,500	399,800			
84	277,100	332,300	400,400			
85	278,300	332,900	400,900			
86	279,500	333,400	401,600			
87	280,800	333,900	402,300			
88	282,100	334,400	403,000			
89	283,100	334,700	403,400			
90	284,300	335,200				
91	285,500	335,700				
92	286,700	336,200				
93	287,800	336,500				
94	288,800	336,900				
95	289,800	337,400				
96	290,800	337,900				
97	291,400	338,500				
98	292,300	339,000				
99	293,200	339,500				
100	294,100	340,000				
101	295,000	340,500				
102	295,700	341,000				
103	296,400	341,500				
104	297,100	342,000				
105	297,900	342,500				
106	298,400	342,900				
107	298,900	343,400				
108	299,400	343,900				
109	299,600	344,400				
110	300,000	344,800				
111	300,300	345,300				
112	300,600	345,700				
113	300,900	346,200				
114	301,200	346,600				
115	301,500	347,100				
116	301,800	347,500				
117	302,100	348,000				
118	302,500	348,400				
119	302,900	348,900				
120	303,300	349,400				
121	303,600	349,800				
再任用職員		215,900	261,400	287,100	330,400	390,100
任期付職員		187,200				

備考 この表は、研究所、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。